

令和 6 年第 1 回尾鷲市議会定例会会議録

令和 6 年 3 月 1 9 日（火曜日）

○議事日程（第 4 号）

令和 6 年 3 月 1 9 日（火）午前 1 0 時開議

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 尾鷲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する
条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 尾鷲市監査委員条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関
する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正に
ついて |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す
る条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 尾鷲市漁港管理条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例の一
部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正に
ついて |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 0 号 | 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ
いて |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 1 号 | 令和 6 年度尾鷲市一般会計予算の議決について |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 2 号 | 令和 6 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の
議決について |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 3 号 | 令和 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算
の議決について |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 4 号 | 令和 6 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 5 号 | 令和 6 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 6 号 | 令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 9 号）の議
決について |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 7 号 | 令和 5 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予 |

算（第3号）の議決について

- 日程第18 議案第18号 令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正
予算（第3号）の議決について
- 日程第19 議案第19号 令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）
の議決について
- 日程第20 議案第20号 令和5年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）
の議決について
- 日程第21 議案第21号 尾鷲市高齢者保健福祉計画について
- 日程第22 議案第22号 尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画に
ついて
- 日程第23 議案第23号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理の指定について
- 日程第24 議案第24号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議に
ついて
- 日程第25 議案第27号 尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい
て
- 日程第26 議案第28号 令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議
決について
- 日程第27 議案第29号 令和6年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）
の議決について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第28 議員派遣について

○出席議員（7名）

- | | | | | | | | | | |
|------|---|----|-----|-----|-----|---|----|-----|----|
| 1 番 | 南 | 靖久 | 議員 | 2 番 | 小 | 川 | 公明 | 議員 | |
| 3 番 | 濱 | 中 | 佳芳子 | 議員 | 4 番 | 西 | 川 | 守哉 | 議員 |
| 8 番 | 中 | 村 | レイ | 議員 | 9 番 | 中 | 里 | 沙也加 | 議員 |
| 10 番 | 仲 | | 明 | 議員 | | | | | |

○欠席議員（2名）

○説明のため出席した者

市 長
副 市 長
会計管理者兼会計課長
政 策 調 整 課 長
政 策 調 整 課 調 整 監
政 策 調 整 課 調 整 監
総 務 課 長
財 政 課 長
防 災 危 機 管 理 課 長
税 務 課 長
市 民 サ ー ビ ス 課 長
福 祉 保 健 課 長
福 祉 保 健 課 参 事
環 境 課 長
商 工 観 光 課 長
水 産 農 林 課 長
水 産 農 林 課 参 事
建 設 課 長
水 道 部 長
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長
教 育 長
教育委員会教育総務課長
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監
教育委員会生涯学習課長
教育委員会生涯学習課参事
監 査 委 員
監 査 委 員 事 務 局 長

加 藤 千 速 君
下 村 新 吾 君
野 地 敬 史 君
三 鬼 望 君
濱 田 一 多 朗 君
西 村 美 克 君
森 本 眞 明 君
岩 本 功 君
大 和 秀 成 君
三 鬼 基 史 君
湯 浅 大 紀 君
山 口 修 史 君
世 古 基 次 君
民 部 泰 行 君
山 中 英 幹 君
芝 山 有 朋 君
千 種 正 則 君
塩 津 敦 史 君
神 保 崇 君
竹 平 専 作 君
高 濱 宏 之 君
田 中 利 保 君
柳 田 幸 嗣 君
高 田 秀 哉 君
平 山 始 君
森 下 陽 之 君
民 部 俊 治 君
仲 浩 紀 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長

高 芝 豊

議 事 ・ 調 査 係 長

濱 野 敏 明

議 事 ・ 調 査 係 書 記

樺 田 朋 実

〔開議 午前 10 時 00 分〕

議長（仲明議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 7 名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、5 番、村田幸隆議員と 7 番、内山左和子議員は病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第 4 号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により、議長において、3 番、濱中佳芳子議員、4 番、西川守哉議員を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 2 号「尾鷲市情報通信技術を活用した業種への推進に関する条例の制定について」から、日程第 27、議案第 29 号「令和 6 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 1 号）の議決について」までの、計 26 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました 26 議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

〔1 番（南靖久議員）登壇〕

1 番（南靖久議員） おはようございます。

これより、行政常任委員会における議案審査の経過並びにその結果について御報告いたします。

当委員会に付託になりました議案第 2 号「尾鷲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」、議案第 3 号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」、議案第 4 号「尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、議案第 5 号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第 6 号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第 7 号「尾鷲市漁港管理条例の一部改正について」、議案第 8 号「尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する

条例の一部改正について」、議案第 9 号「尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」、議案第 10 号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、議案第 11 号「令和 6 年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、議案第 12 号「令和 6 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」、議案第 13 号「令和 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」、議案第 14 号「令和 6 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、議案第 15 号「令和 6 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、議案第 16 号「令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 9 号）の議決について」、議案第 17 号「令和 5 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について」、議案第 18 号「令和 5 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について」、議案第 19 号「令和 5 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の議決について」、議案第 20 号「令和 5 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2 号）の議決について」、議案第 21 号「尾鷲市高齢者保健福祉計画について」、議案第 22 号「尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画について」、議案第 23 号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理の指定について」、議案第 24 号「三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について」、議案第 27 号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第 28 号「令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）の議決について」、議案第 29 号「令和 6 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 1 号）の議決について」、以上、条例関係 10 件、予算関連 12 件、福祉計画及び指定管理関係 3 件、契約の変更に関する協議 1 件の合計 26 議案につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

去る 3 月 7 日から 14 日までの計 6 日間にわたり、市長、副市長、教育長並びに関係諸課長の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査を行いました。

条例関係や補正予算関係、各種計画等の審査はもとより、主に議案第 11 号「令和 6 年度尾鷲市一般会計予算の議決について」107 億 4,913 万 3,000 円をはじめとする議案第 14 号「尾鷲市病院事業会計予算の議決について」51 億 1,574 万 3,000 円及び議案第 15 号「令和 6 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」9 億 7,710 万 7,000 円、また、議案第 12 号 13 号の特別会計、計 29 億 939 万円、合わせて総額 197 億 5,137 万 3,000 円の予算案を当委員会といたしまして、慎重に審査をいたしました。その結果、

議案第２号「尾鷲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」から議案第１０号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」の計９議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１１号「令和６年度尾鷲市一般会計予算の議決について」につきましては、中村レイ委員から、９款教育費、４項１目社会教育総務費のうち社会教育施設整備事業の体育文化会館、中央公民館の耐震長寿命化による設計等業務委託料２,９５５万円と、同じく９款教育費の５項２目運動場管理費のうち、多目的スポーツフィールド整備事業６億３,１０５万３,０００円を削除する修正案が提出されました。

当委員会といたしましては、直ちに提出された修正案の提案説明を受けた後に、質疑、討論はなく、その後、修正案についての採決を行った結果、賛成少数となり、修正案は否決すべきものと決しました。

次に、改めて議案第１１号の原案について採決を行った結果、可否同数となりましたので、委員会条例第１７条の規定に基づき、委員長において原案のとおり決すべきものと採決をいたしましたので、御報告を申し上げます。

なお、多目的スポーツフィールドの整備事業につきましては、国市浜公園整備のうち、特に避難路の安全性について当委員会でも何度も議論を重ねてまいりましたが、能登半島地震による被害状況等も鑑み、公園内から出口までのプロムナードの液状化対策、避難橋の安全性、黒潮道路へ出てから避難場所までの線路をまたぐ橋梁や避難ルートについての安全性を問う意見などが多数出されました。

令和６年度予算には避難路の地質調査、設計、設計業務の予算が盛り込まれていることから、誰もが安心して利用できる公園整備を目指すべく、避難計画に対する様々な指摘について真摯に検討を重ねていただき、設計業務の中に十分反映させていただくよう、当委員会といたしましても強く要請をいたしたいと思います。

執行部におきましては、今後も本事業の進捗状況については、適時議会及び市民の方々に報告することをお願い申し上げます。

次に、議案第１２号「令和６年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」から議案第１５号「令和６年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」の計４議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１６号「令和５年度尾鷲市一般会計補正予算（第９号）の議決について」につきましては議員間討議が実施された後に、中村レイ委員から、６款商工費、１項３目観光費の観光施設管理整備事業夢古道おわせ助成金２８６万８、０００円を削除する修正案が提出されました。

当委員会といたしましては、直ちに提出された修正案の提案説明を受けた後に、質疑、討論はなく、その後修正案についての採決を行った結果、可否同数となり、委員会条例第１７条の規定に基づき、委員長において修正案は否決すべきものと裁決いたしました。

次に、改めて、議案第１６号の原案について採決を行った結果、再び可否同数となりましたので、先に同じく委員長において原案のとおり可決すべきものと採決をいたしましたので、御報告申し上げます。

なお、夢古道おわせへの助成金につきましては、今回の執行部の手続について協定書に記載された指定管理料に光熱水費を含まないとする考え、リスク分担表に記載された経済動向による物価変動に起因する協議事項に該当するのか、議員間で見解が分かれたところではありますが、今後、協定書の内容につきましては、指定管理の内容はもちろんのこと、各関係書類の整合性を図るなど十分精査し、その進捗状況を執行部として随時当委員会に報告するよう強く求めさせていただきました。

次に、議案第１７号「令和５年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）の議決について」から、議案第２４号「三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について」の計８議案及び追加議案である議案第２７号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第２８号「令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第１号）の議決について」、議案第２９号「令和６年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第１号）の議決について」の計３議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、追加議案の議案第２８号及び第２９号の補正１号につきましては、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金５，９０２万４，０００円を原資として、５月から７月の３か月分水道基本料金を減免するとともに、また、令和６年度も引き続き小中学校の給食無償化を実施するために充当するものであります。

また、議案第１１号「令和６年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、特に避難タワー建設については、他市の事例にあるように創意工夫によってより

安全な避難タワーの高さを確保する方法を検討すべきという意見や、矢浜地区の避難タワーの規模縮小に伴って新たに検討が必要となった中川地区への避難方法については、矢浜地区のタワー建設と同時並行して速やかに避難計画の検討を進めることを強く要望いたしました。

次に、輪内地区への市直営下の小規模保育所設置に関する賀田小学校への改修工事においては、保育園の昇降口についてベビーカーなどにも配慮し、階段だけではなくスロープをつくることや、雨天の際にも雨にぬれることなく登園できるような改修を望む意見が出されました。

なお、市直営化される令和7年度までに、実際に利用する子供たちの使い勝手、小学生と幼児との運動場の使い分けに係る安全面の配慮など様々な意見や事例に鑑みながら、よりよい保育の実現が図られるようお願いしたところであります。

今後、市全体の少子高齢化が一段と進行する中で今回整備を行うことにより、持続可能な輪内地区の保育・教育環境の充実につながるが見込まれております。

最後に、令和6年6月30日には尾鷲市制施行70周年記念式典が開催予定であり、当初予算においても各種イベント等の予算が計上されているとともに、同じく令和6年7月7日には熊野古道世界遺産登録20周年記念事業も予定されております。特に令和7年2月23日には市制施行70周年記念事業として、NHKののど自慢大会が当市において20年ぶりに開催をされる運びとなりました。これを機に、市を挙げて尾鷲市のよさを全国的にPRしていただき、市民一丸となって当市の活性化につなげていただきたいと、委員会としても執行部に対して申し上げたところであります。

以上をもちまして、行政常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（仲明議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。

討論はございませんか。

9 番、中里沙也加議員。

〔9 番（中里沙也加議員）登壇〕

9 番（中里沙也加議員） 私は、議案第 11 号「令和 6 年度尾鷲市一般会計予算の議決について」につきまして、反対の立場から討論に参加します。

今回の委員会審議を通じ、将来の尾鷲市のためにどうすればよいのか。意見をくださる市民の皆様の声等も含めて総合的に判断させていただいて、このたび、反対という結論に至りました。

以前から申し上げているように、私は津波浸水域において新規の公共施設を建設することは反対です。幾度となく議論が行われていますが、都市公園から安全に避難する議論もございましたが、私自身は小学生の子供などがある子育て世代であります。都市公園にいた場合、地震のみならず津波による災害にきちんと対応できるのか、あるいは、2 次避難を含め子供を高台へ安全に避難させることができるのか、津波災害から避難する際の跨線橋の耐震性能がきちんと明らかになっていない段階でこの工事を進めることの恐怖、敷地の液状化現象への対策等、今の段階でこのまま事業を進めていいものかという疑念が残ります。同時に、国市浜公園を建設する際にして、子供からお年寄りまで可能な限り全員が安心して避難できる計画や、特に子供やお年寄り、軟弱者に対する地震津波における避難の手だてなど、もっと分かりやすくより具体的に示してほしかったと感じました。

正直、能登半島地震を目の当たりにした私たちにとっては、地震津波災害は対岸の火事ではなく常に隣にある危機です。南海トラフ地震が近づく中、津波浸水域での事業については、今の段階ではこのまま進めてしまうのには不安で疑問が残ります。まだまだ慎重に時間をかけて、より安全を目指し議論すべきだと思います。

以上、私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（仲明議員） 議案第 11 号について、他にございませんか、討論は。

3 番、濱中佳芳子議員。

〔3 番（濱中佳芳子議員）登壇〕

3 番（濱中佳芳子議員） 議案第 11 号「令和 6 年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、9 款教育費、5 項保健体育費、2 目運動場管理費多目的フィールド整備事業について、賛成の立場から討論させていただきます。

この事業費の予算につきましては、令和 6 年 2 月 6 日開催の行政常任委員会及

び本定例会で執行部から説明を受けたとおり、中部電力尾鷲三田火力発電所の跡地に、おわせSEAモデル構想のスポーツ振興ゾーンとして、国の社会資本整備総合交付金、防災安全交付金などを活用して整備を進めるもので、国市浜公園の代替野球場の建設等工事費及び避難路建設に必要な地質調査・設計・積算業務委託料等であります。

行政常任委員会の執行部の説明の中で、様々な指摘を受けている避難計画に対する対応としては、避難路の整備については歩道橋整備の最終検討案を新年度に実施する地質調査、設計・積算業務の中で、安全性の確保を十分考慮して整理して令和7年度の完成を目指して整備すること、また、避難経路についても国市浜公園を安全安心に御利用いただけるようハードソフト両面からの対策を行い、様々な想定での避難経路の検証など、今後も津波による犠牲者を出さないよう取組を引き続き進めていく旨の説明を執行部より受けております。

懸案でありました夜間利用のためのナイター設備につきましても、今回の説明においてその設置のための図面が示されており、よりよい整備に向けて前進しているものと理解いたします。

本事業につきましては、広域ごみ処理施設整備に伴う代替球場の整備をするとともに、おわせSEAモデル構想のスポーツ振興ゾーンとして、スポーツ振興を通じた地域活性化につなげ、市民の体力・健康づくりの場として、また、親子3世代にわたり長く愛着が持てる場所を目指して国市浜公園を整備するもので、平成31年から、本市のみならず東紀州5市町やSEAモデル協議会のメンバーとの議論を重ねながら推進されてきた事業であり、これまで議会においてもその都度様々な内容について承認されて進められてきております。

市民の皆様の御理解につきましても、令和3年3月第3回臨時会で野球場を含む多目的フィールド基本計画の予算が承認され、その推進を公約にされた現市長が6月に再任されていることから、事業に対する信任をいただいているものと理解しております。

このことから広域ごみ処理施設の整備を円滑に進めるためにも、代替球場建設を含む多目的スポーツフィールド整備については一体的に進め、これ以上の時間をかけることは市民にとって御迷惑をかけることと理解しております。

今後の本事業の推進に当たっては様々な指摘を受けている事項について、引き続き議会、市民への十分な経過説明や進捗状況の報告を執行部に求めた上で、原案に賛成するものであります。御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

げ、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（仲明議員） 議案第 11 号について、他にございませんか。

8 番、中村レイ議員。

〔8 番（中村レイ議員）登壇〕

8 番（中村レイ議員） 議案第 11 号「令和 6 年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、反対の立場から討論させていただきます。

今回の一般質問の議案については、委員会の採決で可否同数でした。尾鷲市の当初予算を半数の議員が認めないと言ったのです。全国的に見ても、当初予算を半数の議員が反対した事例はほとんどありません。

なぜ尾鷲市の当初予算を半数の議員が反対したのでしょうか。

それは、今回組み込まれた大型予算のどれもが市民のための予算ではないからです。

どこかの新聞が、中村議員、避難タワーは迷惑施設という大見出しで、さも私が避難タワーは迷惑施設と発言したように書かれてましたが、迷惑施設とおっしゃったのは、近隣に住む方が日照権が考慮されていない迷惑な建物と言われたことに共感してお伝えした言葉です。

避難タワーの予算、一基 2 億 3 億をかけるよりも先に、市民の命を守る北川橋の耐震補強に予算をかけるべきです。逃げ地図作りでも常に指摘されているように、車椅子の人は避難タワーには上れません。そして、橋が落ちることは、車椅子の方もひっくるめて全ての市民の退路を断ってしまうということになります。

ですから、まず予算をかけるなら、橋を落ちないようにするのが最優先事項です。それにもかかわらず北川橋は耐震補強もされず、その予算は低い避難タワーに費やされようとしています。志津川町でも、映像で出たように防災センターは津波にのまれ、中の方はほとんど亡くなりました。低い建物は避難タワーの役はしないんです。ですから、その事例をよくよく考えて、何に予算に回すかは考えるべきです。

国市浜公園の野球場は、避難施設も含め 8.5 億円と令和 3 年 2 月 25 日に 5 市町で基本協定が結ばれました。しかし、野球場の建設費だけでも既に 18 億 9,080 万円も、既に執行された分を含め予算計上されています。今現在の負担でも、尾鷲市単独で 12 億 5,330 万になっています。これに避難歩道橋、跨線橋の耐震化、プロムナードの液状化対策など、おまけにメインの多目的フィールドを入れると、尾鷲市の単独、ほかの市町が持ってくれない単独の予算が 50 億

を超えるかもしれません。

他市町の負担は、避難施設を含め6億3,750万と上限が決まっています。それ以外の経費は、全て尾鷲市が単独で負担するべきもののなのです。

広域ごみ処理施設で高台から浸水域に下げられる野球場の予算を今回認めてしまえば、工事が始まり、その後は取り消せなくなってしまいます。

執行部は、浸水域での野球場建設に国からの補助金、有利な補助金が出るとおっしゃいますが、結局は、この多額の借金を尾鷲市は抱えることになります。そして、施設が大きくなれば大きくなるほど維持費もかかり、それは全額尾鷲市負担と協定書には明記されています。

今回計上されている広域ごみの義務的経費にも、さりげなく建設費が含まれています。この広域ごみ処理施設は、いまだに近隣住民の同意もなく、尾鷲市民の上水道取水口の200メートルに建設するという、全国初の環境への配慮のない広域ごみ処理施設に足を踏み入れることになります。

小原野に広域ごみ処理施設を建設する場所があり、何度も延期につぐ延期で変更が十分に可能でありながら、わざわざ高台の今子供たちが使っている野球場を潰して、子供たちを浸水域に追いやるような予算に賛成はできません。

体育館の補強工事も野球場と同じです。国からの補助金、助成金が70%出るという理由だけで耐震強度が極端に低い建物を耐震化するよりも、市民の負担、今の負担が少々大きくても小ぢんまりとした体育館にすれば、建設費はかかるかもしれませんが、維持費は極端に安くなります。

このように、安物買いの銭失いの予算には到底賛成はできません。どうか皆様の御賛同をよろしくお願いします。

議長（仲明議員） 議案第11号について他にございませんか。

4番、西川守哉議員。

〔4番（西川守哉議員）登壇〕

4番（西川守哉議員） 議案第11号「令和6年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、私はもともと津波浸水域での事業に税金をつぎ込むことに大反対でしたから、当然反対の立場から討論させていただきます。

最初からこの火力跡地に都市公園を考えること自体が異常で、事業に大金をつぎ込むのであれば、ある議員が述べられた市民アンケートを取る気であって、計画以前に取っておくべきでした。では、なぜアンケートを取らなかったのか。もし、野球場のアンケートを行えば反対されるに決まっているからです。今でも市

民の皆さんの声で野球場は要らないの声が非常に多いからです。

14日に行われた行政常任委員会の委員間討論の中で、液状化現象や土木施工についてはっきりと知識の有無や勉強不足の議員の差が露呈しました。

私は地下水位2から3メートルでは、かなり広い液状化が起こることは間違いないと確信しております。それは避難経路だけではなく、都市公園全体に及ぶのです。ですから、せめて避難経路だけでもと思い、自分の今までの経験や土木施工の常識からの発言を行いました。

議論の中である議員から、私は土木に関しては素人ですから、被災地を見て土木に詳しい西川議員の意見も参考に考慮してみてもはとナイスパスをいただいた後に、まさか、耳を疑うような、そんな参考にしたっというてほらくとったらいんじゃない。議員らしからぬ発言。マイクが入っていないくてもしっかり聞こえていましたよ。だからこそ、知識の軽薄な議員に教示してあげましょう。

土木施工の工程管理には幾つかの手法があり、ネットワークならば、アクティビティをアロー、ダミーなどを用いたネットワークでクリティカルパスをいかに短縮するかで工程の短縮を図るのですが、ですから予算も先に計上することが求められます。避難経路に本格的な基礎を先に施工しないで、ただ単に、ブロック舗装を碎石の上に施工してしまうと取り返しがつきません。ゆえに、初期施工時にはコンクリート基礎が必要だと申し述べております。もちろん技術センターも承知の上だとは思いますが、多分予算が高額になるため却下されたのでしょうか。人命よりも工事の優先、市民のためよりも業者の優先、または市長のメンツのためですか。

とにかく被災地を自分の目で見えて尾鷲の参考にしなければと小雪のちらつく中、被災地に向かい、帰宅した翌日の行政常任委員会にせめて写真だけでも間に合わせようと頑張りましたが、自分たちは温かいこたつでくつろぎ、また祭りで浮かれていた専門知識のない議員さんたちの前では、尾鷲のためにと努力した私の個人視察は無駄になってしまいました。

議員間の人間関係による好き嫌いで判断するよりも、市民の皆さんの有益性を考えて、採決に挑んでほしいものです。

以上の理由により、私の反対討論といたします。

議長（仲明議員） 議案第11号について、他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） なしといたします。

それでは、他の議案について討論はございませんか。

9 番、中里沙也加議員。

〔9 番（中里沙也加議員）登壇〕

9 番（中里沙也加議員） 私は、議案第 16 号「令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 9 号）の議決について」について、反対の立場から討論に参加します。

今回、補正予算に上げられた夢古道の湯への光熱水費の補助金についてですが、今回の補助に関して、執行部の回答やほかの議員の皆様の考えを委員会で聞きましたが、やはり今回はすごくグレーなやり方だと感じてしまい、気持ちよく賛成ができる形ではないと考えました。

あくまで今回は年度協定書にのっとり、その協定を遵守すべきだと考えますが、遵守されているかどうかの判断に至っては、私はされていないと考えます。もちろん夢古道の湯は市内唯一の温浴施設として、市内県内のみならず全国的にも知名度の高い施設であり、イベント等を通じ様々な仕掛けを行い、尾鷲市の観光拠点の一つとして情報発信等において多大な貢献をされていることは明らかであります。

しかし、違法性がない助成であったとしても、あるいは指定管理料の上乗せではないにしても、その方法、特に助成金の要綱が直近で作成されていたことや、募集要項等各種書類の記載に疑問が残ります。それは道義的に正しいのだろうかと自ら問いかけると、釈然としません。

同時に、確かに形態が違うから比較にならないかもしれませんが、市内の企業等において、昨今の物価高騰により様々なコストが値上がりしております。民間企業も同じように、何らかの補助が欲しいという市民の声も聞こえます。また、夢古道の湯について執行部の皆様の意見にもありましたが、コロナ禍や物価高騰の折、大変な状況下にあることは理解できますが、もう少し私たちに見える形で経営努力を行っていただきたいと思います。言い換えるとさらなる努力や経営改善を行い、尾鷲の観光資源として発展していただきたいと願ってやみません。

助成金としては、今回は望ましい形ではないと判断しましたので、議員の皆様のお賛同をお願いし、私の反対討論とさせていただきます。

議長（仲明議員） 他にございませんか。

2 番、小川公明議員。

〔2 番（小川公明議員）登壇〕

2 番（小川公明議員） 議案第 16 号「令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 9 号）」

の議決について」のうち、先ほど反対討論のありました第6款商工費、第1項商工費、第3目観光費の観光施設管理整備事業について、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

夢古道おわせを除く尾鷲市の指定管理施設においては、指定管理料に光熱水費を含めており、かつ指定管理料の変更についても定めております。

このことから、夢古道おわせ以外は協定書により対応が可能であるが、夢古道おわせにおいては指定管理料の用途として光熱水費を対象外としており、3年間の指定管理料の総額が決まっている中でさらなる増額は不可能であると判断したことから、執行部として継続した温浴施設の維持のための支援策として、尾鷲市と株式会社熊野古道おわせとの間において締結された基本協定書におけるリスク分担表により、経済動向による物価変動の場合は協議事項に基づく助成金として補正予算を計上させていただいたとの説明がありました。

リスク分担に関する協議につきましては、契約時である年度当初において協議をしなければいけないものではなく、実際にリスクが起きたときに協議をするものであると認識しており、今回のように物価高騰によりかなり経営を圧迫してくる場合もあれば、突発的な事故による場合もあります。

指定管理制度というものは公共の施設を維持するにおいて、市町村等が直接経営するのではなく制度により経営を行うほうが、様々な点においてより有益であるという考えの下、制度化されているものですが、今回においては指定管理の中で、このような物価高騰による不測の事態が起きたこと、執行部から説明のあった尾鷲市の観光施設の核であり、海洋深層水を使用した市内唯一の温浴施設としてこの施設をなくすことはできず、仮に直営するとしても今すぐに切り替えることができないことから、緊急措置としての支援であると理解をいたしました。

また、助成金として支出することについては地方自治法により地方自治体の寄附または補助について定められており、公益上必要がある場合の支出について執行部から説明を受けたこと、他の自治体においても物価高騰に苦しむ指定管理者に対して同様の補助金や助成金により支援を行っていることから、支出の根拠として助成金支給規則を新たに策定し支出する点について違法性はないと、そのような説明がありました。

今回の補正予算は、夢古道おわせが尾鷲市の施設であり、尾鷲市における位置づけを聞き、今回の助成は一事業者を助けるのではなく、夢古道おわせ、特に夢古道の湯を維持していくための緊急的な支援として必要なものであることから、

指定管理料として協定書の変更による増額ではなく、助成金による支援が適しているとの判断により、本議案に賛成するものであります。

どうか議員の皆様にも御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（仲明議員） 他にございませんか。

8 番、中村レイ議員。

〔8 番（中村レイ議員）登壇〕

8 番（中村レイ議員） 議案第 16 号「令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 9 号）の議決について」、反対の立場から討論させていただきます。

この補正予算の議案についても、委員会での採決は可否同数でした。

このように予算審議で何度も可否同数が続き、そのどちらも委員長の裁定で予算が通るのも全国的に見ればおかしい話なのです。

なぜかといえば、議会における可否同数否決の原則と言われるものがあり、議長、委員長の裁定で賛成できるのは日本、韓国、カナダの 3 か国しかありません。ほかの国は基本的に可否同数否決で運営されています。

尾鷲議会は会則により、毎度執行部の意向に従い、可否同数の議長・委員長裁定は反対や賛成に目まぐるしく変わります。しかし、これは議会運営上好ましいとはいえません。全国的にみても可否同数否決の原則や、可否同数現状維持の原則などといわれ、一般的には可否同数の場合、議長・委員長は否決するのが 2,500 年前に始まった議会制民主主義の発祥の地、ギリシャのアテネで始まった先人の知恵なのです。特に予算の可否同数は尊重されるべきです。

今回のように、契約では見ないとされている光熱費を補助金として計上するのは禁じ手です。なぜなら、この契約は令和 4 年に 3 年間という契約が結ばれており、令和 4 年度は光熱費が異常に高くなり、令和 5 年度の年度契約書でそれが見直されるべきでした。でも、令和 5 年の年度契約書には光熱費は見ないと契約を結んでいます。令和 5 年の初めに緊急性があり、そしてそれがとても大変なら令和 4 年度に既に分かっているはずですが、そして、令和 4 年度はもう捨て置き、令和 5 年度には政府の方針で電気代も多少は緩和されているにもかかわらず、令和 5 年度見ないという契約を年度で結んでおきながら協定しておきながら、その年度が終わりかけて緊急性があるはずがありません。2 年にわたって分かっていた事実です。それを今さらこの予算をどうしても出すというのは、独裁国家か権威主義国家、要するに法治国家の自治体がすべきことではないんです。

加藤市長は初当選のときも今回と同じように、予算執行もしてない事業に補正予算を上乗せしました。それも捻破りで、執行前の事業に補正予算を上乗せすることはできないにもかかわらず、無理にゴリ押しして予算をつけました。

そして今回は、契約書に見ないと明記している年度の最終月、それは今日ですけれども、今日予算をつけて、令和5年5月まで遡って1年分の光熱費286万8,000円を払おうとしています。

令和6年度の予算で、令和6年度の協定書にサインする前に、できる限り契約書にのっとった形で補填する以外に方法はないのです。契約書とはそういうものなのです。契約書の内容に書かれてないから違うことを勝手にころころころころ変えられるなら、契約書も要りませんし、法治国家である必要もありません。

私は、法治国家に住んでいると確信したいので、この予算に反対させていただきます。どうか皆様よろしくお願いします。

議長（仲明議員） 他にございませんか。

4番、西川守哉議員。

〔4番（西川守哉議員）登壇〕

4番（西川守哉議員） 議案第16号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決について」、私は協定書などは厳守するものとし、異常な前例をつくらないために反対の立場から討論を行います。

14日に行われた行政常任委員会の中での委員間討論で、尾鷲の指定管理である夢古道おわせから出された助成金の要望について、討論の内容である基本協定書及び年度協定書を情報開示を行い、準備していたのは私と中村議員だけでした。

他の議員さんたちはその内容も精査せずに討論に参加していたことになりすが、ぜひ準備をして、内容を精査した上で、是々非々で討論していただきたいかと考えております。

基本協定書に指定管理料の総額は2,631万1,000円以内とすると明記され、年度契約書の対象経費、判断基準には対象外とはっきり記載されています。にもかかわらず、委員の中には見てあげたいとの声もありましたが、そうなると協定書も契約書も意味をなしません。協定書を見捨てて感情論で決めるのならば、あなた何様と言いたいです。

そして、尾鷲唯一の温浴施設を建前にするのであれば、三国志の諸葛孔明のように泣いて馬謖を斬るを行わないと、尾鷲市は規則も協定書も信用までも失墜につながりますよ。

私は国語、つまり、協定書の議論をしているのではありません。国語の議論ならいろいろな解釈ができるでしょうが、数学以下の算数の方程式を述べているのです。1 足す 1 は 2 は、絶対に 1 足す 1 は 3 であってはならないのです。

指定管理料の金額が 2,631 万 1,000 円以内とされている以上、1 足す 1 は 2 という方程式を守らねば数学の理論を根底から覆すことになります。

それでもなお助成したい議員がいましたら、議員には寄附行為は禁じられていますが、身内に仕事もせずに毎日ごろごろと遊んでいる者がいたら、それでも小遣いをあげるでしょうがそれは寄附行為には当たりません。ですから、御浄財という形で助成したい方たちだけで、御自由に支援してあげてください。これ以上、一指定管理業者に市民の血税をつぎ込まないでいただきたい。

委員間討論でも申し述べましたが、熊野市の湯ノ口温泉と紀北町の古里温泉も少し調べてみました。私は下請業者として湯ノ口温泉の施工に携わっていましたから、オープン前の構造はよく知っています。驚くことに湯ノ口温泉では入浴料のみで運営を賄い、指定管理業者制度助成金から外れていることです。これこそが企業努力です。協定書を見ると尾鷲とは違い、ちゃんとページ数が印刷されていて、施設の修理など経費負担についてはこちらも光熱水費は管理者負担と書かれて、リスク分担表では物価指定後のインフレ、デフレは指定管理者の負担と記載されて、特記※1、自然災害（地震台風への対応）などが当たり前に記載されています。入浴料も湯ノ口温泉や古里温泉の中でも一番高いのに、なぜ経営努力の改善の前に市に頼るのか。一般質問でも述べましたが、頑張った、努力した、これは結果論で見るのであって、他の温浴施設では結果を出しています。これもひとえに前行政常任委員長が視察の折に困ったことがあったら議会に言ってくださいねとか、委員長が委員会の初めにぜひ認める方向でなどのリップサービスを行うから、こういう事態になったのではありませんか。

他市町の指定管理者ができていることを、できていない指定管理者の泣き言を聞いているようでは、私も含めてですが、1 年 3 か月後にきちんと納税している市民の皆さんから厳しい審判が下りますよ。心して賛否を決めてください。

以上で、反対討論を終わります。

議長（仲明議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第２、議案第２号「尾鷲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第３、議案第３号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第４、議案第４号「尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５、議案第５号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第６、議案第６号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 7 号「尾鷲市漁港管理条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 8 号「尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 9 号「尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 10 号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 11 号「令和 6 年度尾鷲市一般会計予算の議決につ

いて」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 同 数)

議長（仲明議員） 起立同数。

起立同数であります。ただいま報告いたしましたとおり、可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案については、議長は可決と裁決いたします。

次に、日程第12、議案第12号「令和6年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第13号「令和6年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第14号「令和6年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第15号「令和6年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１６、議案第１６号「令和５年度尾鷲市一般会計補正予算（第９号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 同 数)

議長（仲明議員） 起立同数。

起立同数であります。ただいま報告いたしましたとおり、可否同数であります。よって、地方自治法第１１６条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案については、議長は可決と裁決いたします。

次に、日程第１７、議案第１７号「令和５年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１８、議案第１８号「令和５年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１９、議案第１９号「令和５年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第３号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２０、議案第２０号「令和５年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第２号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２１、議案第２１号「尾鷲市高齢者保健福祉計画について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２１号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２２、議案第２２号「尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２３、議案第２３号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２４、議案第２４号「三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２５、議案第２７号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２６、議案第２８号「令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第１号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２７、議案第２９号「令和６年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第１号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２８、「議員派遣について」を議題といたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第１００条第１３項及び尾鷲市議会会議規則第１６６条の規定により、議員を派遣したいと存じます。

お諮りいたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） 御異議なしと認めます。よって、お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容等につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合、また、本日より次期定例会までに生じる議員派遣につきましては、議長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、２月２７日の開会以来、本日まで慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議案第２号「尾鷲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」をはじめとする議案２８件と、諮問第１号「人権擁護委員候補者の推薦について」と、報告第２号「令和５年度一般会計補正予算（第８号）の専決処分事項の承認について」につきまして、いずれも御承認を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては健康にはどうか御留意いただき、ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げ、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（仲明議員） 去る２月２７日開会以来、長い間誠に御苦労さまでございました。

これをもって、令和６年第１回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前１１時１４分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 仲 明

署 名 議 員 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 西 川 守 哉